

「議員定数と報酬の見直し」について

1 議会運営委員会の検討スケジュールについて

- (1) 素案確定 (議会内部での叩き台～複数案可) 令和 7 年 2 月
 - (2) 原案確定 (町民意見を反映した案～複数案可) 令和 7 年 8 月
 - (3) 案確定 (専門家の意見を加味した案～統一見解) 令和 8 年 1 月
 - (4) 成案 (議会提案～議決) 令和 8 年 3～6 月
- * 次期改選期からの適用とする (令和 9 年 5 月)。
 - * 改正内容の周知期間を概ね 1 年確保する (議決目標時期 : 令和 8 年 3～6 月)。
 - * 全員協議会は議会運営委員会での調査に応じて適宜開催する。
 - * 議員間討議は創意工夫をし、各議員の意見を最大限引き出す手法とする。

2 議会改革諮問会議の検討スケジュールについて

- (1) 第 1 回会議 令和 6 年 10 月 (実態・課題・対策の共通認識)
- (2) 第 2 回会議 令和 7 年 1 月 (専門家の講義受講及び意見交換)
- (3) 第 3 回会議 令和 7 年 4 月 (議員との意見交換)
- (4) 第 4 回会議 令和 7 年 7 月 (答申に向けた議論・討議)
- (5) 第 5 回会議 令和 7 年 10 月 (答申)

3 町民との意見交換会のスケジュールについて

- (1) 地域別懇談会 (その 1) 令和 7 年 3 月～7 月 (のうち 1～2 か月)
 - (2) 地域別懇談会 (その 2) 令和 8 年 3 月～7 月 (のうち 1～2 か月)
- * 市街地・農村地域別に会場を設定し実施する。
 - * 議会の「素案」を「原案」にするための意見聴取として実施する。
 - * 意見交換会の結果により「素案」修正も念頭に置いて実施する。
 - * 「その 2」は「原案」を「案」にするための意見聴取として実施する。

4 議会モニター会議のスケジュールについて

- (1) 原案確定前の町民意見聴取 令和 7 年 6 月
- (2) 案確定前の町民意見聴取 令和 7 年 11 月
(原案から変更のない場合、2 回目は実施しない)

5 議会サポーターとの協議スケジュールについて

- (1) 議会改革諮問会議での講義 (仮 : 中尾氏) 令和 7 年 1 月 (予算補正要)
- (2) 全員協議会での講義 (仮 : 江藤氏) 令和 7 年 7 月 (当初予算計上)